

番号：150633

国名：南スーダン

担当：産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チーム

案件名：南スーダン TV・ラジオ組織能力強化プロジェクト中間レビュー調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年9月下旬から2015年11月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.5M/M、現地 0.57M/M、合計 1.07M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	17日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月26日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②当該業務実施上のバックアップ体制	2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	南スーダン/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

- (2) 必要予防接種：黄熱病（入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要な場合があります）

6. 業務の背景

南スーダンには、20年にわたる長期の内戦の影響から、国家運営のための十分な制度が確立されておらず、独立国家としての政府機構を確立させるための課題が山積している。同国では国際社会の支援を得ながら国家建設を進めているが、新しい民主国家建設プロセスにおいては、「第四の権力」であるマスメディアの役割が極めて重要であり、特に紛争直後の国では、新国家が健全に運営され、かつ紛争再発を予防する上で、監視機能を果たすメディアの役割は大きい。加えて、紛争の影響で国内のインフラが荒廃し、都市間の移動が制約されている南スーダンにおいては、国民の生活に必要な情報（教育、保健、防災等）を中央から地方に提供することが困難であることから、メディアを通じこれを克服することも期待されている。

南スーダンでは和平合意以降、活字メディアが次々に発刊され、2011年7月の独立までに新聞14紙、雑誌は3誌まで拡大したが、「The Citizen」紙を除いて国内に印刷施設を持たず、財源もドナーあるいは国際機関の支援やNGOからの寄付に依存しており、「独立メディア」とはほど遠い状況である。放送メディアも広告を提供し得る企業が存在しないため、民間放送局は未発達であり、TVについては、地上波は国営南スーダンTV（South Sudan TV）のみである。ラジオについては、国営南スーダンラジオ（South Sudan Radio）のほか、36局（2012年当時）が登録しているが、ほとんどがドナー、国際機関、NGOが資金援助しているコミュニティFMである。また、上述のメディアの独立性や財源不足の問題に加え、あらゆるメディアにおいて、報道技術、放送機材維持管理、番組内容の等の改善が課題となっている。

情報放送省傘下の国営南スーダンTV・ラジオ（South Sudan TV and Radio）については、国内最大のカバーエリアを持つメディアであり、今後、公共放送局化が予定されていることから（設置法は採択済み）、南スーダンTV・ラジオが正確・公正な報道、多文化・多民族に配慮した番組制作を行うことで、民主国家を支える健全な市民社会の形成に資することが期待されている。一方、公共放送局化に向けた具体的な計画は策定されていない上、職員は、放送機材維持管理及び番組制作に係る十分なトレーニングを受けておらず、正確且つ公平な報道を行う能力も不足している。係る背景から、南スーダンTV・ラジオの公共放送局化に向けたプロセスを支援すると共に、同局の人材育成を図ることが不可欠な状況である。

このような背景のもと、南スーダンTV・ラジオが公共放送局化に向けた課題と対処方針及び組織ビジョンを纏めると共に、放送機材管理、番組制作、報道に携わる職員の能力強化を行うことにより、南スーダンTVラジオの人材育成を図り、もって南スーダンTV・ラジオによる正確、公平、中立な情報の国民への提供に寄与することを目指し、2012年12月から2016年11月までの4年間の予定で「南スーダンTV・ラジオ組織能力強化プロジェクト（以下、本プロジェクト）」を実施している。プロジェクトでは、2013年12月に勃発した大統領派・反大統領派の政治対立を原因とした武力紛争により、2013年12月から2015年1月まで専門家が入国できない状況が続いたが、ケニアやウガンダ等の周辺国における研修の実施等により、プロジェクトを継続した。これまで、公共放送局化に向けた短期ロードマップ（暫定版）の作成の他、機材管理、番組制作、報道分野では、ガイドラインやマニュアルの作成の他、実際の番組制作等の指導を通じた職員の能力強化を行った。今後、中長期ロードマップ作成の準備を行うとともに、短期ロードマップの実現にむけたC/P機関に対する支援を行う予定である。また、OJTの実施により第2年次における第三国研修の成果の現場への定着を図ると共に、紛争の影響でストップしていた機材供与を再開する予定である。プロジェクトでは、これらの活動を実施するため、2015年度は7名のシャトル型短期専門家（①総括/放送局運営1/民主化1、②副総括/放送局運営2、③機材管理、④番組制作、⑤報道、⑥放送局運営3/業務調整1/民主化2、⑦業務調整2/民主化3）を派遣している。

今回実施の中間レビュー調査では、C/P機関と合同で本プロジェクトの目標達成度や成果等を分析するとともに、プロジェクトの残りの期間の課題及び今後の方向性について確認し、合同中間レビュー報告書に取り纏め、合意する事を目的としている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備（2015年9月中旬～9月下旬）

- ① 既存の文献・報告書等（詳細計画策定調査報告書、プロジェクト業務完了報告書、合同調整委員会議事録等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）・実施プロセスを整理・分析する。
- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、既存のデータ・情報と現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他南スーダン側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（案）（和文・英文）を作成する。
- ④ 調査団内の検討のため、評価グリッド（案）を用いて評価デザイン（案）を検討する。
- ⑤ 対処方針会議等に参加する。

（2）現地調査（2015年9月下旬～10月中旬）

- ① JICA 南スーダン事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本中間レビューの評価手法について説明を行う。
- ③ 相手国 C/P と協議した評価グリッドに基づき、JICA 事務所及びプロジェクト経路で事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理、面談記録作成を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及び南スーダン側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、合同中間レビュー報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥ 調査結果や他団員及び南スーダン側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦ 合同中間レビュー報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果の JICA 南スーダン事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2015年10月下旬～11月上旬）

- ① 中間レビュー調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 中間レビュー調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- （1）合同中間レビュー報告書（案）（英文）
- （2）担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）（和文）
- （3）中間レビュー調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、JICAより別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>)を参照願います。

(3) 一般管理費等率

本案件は、安全面で十分安定しているとはいえない地域において、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされます。このため、一般管理費等率の10%を上限として加算して一般管理費等を計上することができるものとします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年9月29日（火）～2015年10月15日（木）を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に約1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（コンサルタント）

また、中間レビュー調査実施時に派遣中の専門家（予定）は、以下のとおりです。

ア) 副総括/放送局運営2

イ) 機材管理

ウ) 番組制作

エ) 報道

オ) 放送局運営3/業務調整1/民主化2

③便宜供与内容

JICA南スーダン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

あり（全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。））

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及びプロジェクト専門家及びC/Pの

同行

カ) 執務スペースの提供

ジュバにあるプロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICAから提供します。（担当部署：産業開発・公共政策部
ガバナンスグループ法・司法チーム、電話番号：03-5226-6917）
 - ・ PDM（最新版）
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
（<http://libopac.jica.go.jp/>）
 - ・ 南スーダン共和国 南スーダンTV・ラジオ組織能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12121323.pdf>）

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 安全管理
現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA 南スーダン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。
- ③ 不正腐敗の防止
「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上